

若い世代の子どもや子育て世代との交流・体験事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、次代を担う若い世代が結婚や子育て、仕事等を含む将来のライフプランを描くきっかけづくりをするため、子どもや子育て世代との交流・体験事業を実施する地域で子育て支援にあたる団体（以下「子育て支援団体」）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「子育て支援団体」とは、静岡県内に主たる事務所又は活動拠点を有する以下のいずれの要件も満たす非営利団体をいう。
 - ア 別表1に掲げる事業を実施する体制が確保されていること。
 - イ 団体として独立した経理を行っていること。
 - ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (2) この要綱において「子どもや子育て世代との交流・体験事業」とは、子育て支援団体が、地域の実情や団体の特性を活かして実施する別表1に掲げる事業をいい、別表2に掲げるものを除く。

第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助の対象
子どもや子育て世代との交流・体験事業に要する経費で別表3に掲げる経費
- (2) 補助率（額）
 - ア (1)に掲げる経費の10分の10以内とし、50万円を限度とする。
 - イ 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 補助金所要額調書（様式第2号）
 - ウ 事業計画書（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）
 - オ 団体概要（様式第5号）
 - カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を変更（軽微なものは除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の区分ごとの配分の変更（事業費の額の20パーセン

- ト以下の変更を除く。)をしようとする場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 事業計画変更承認申請書(様式第6号)
- イ 補助金変更所要額調書(様式第2号)
- ウ 変更事業計画書(様式第3号)
- エ 変更収支予算書(様式第4号)
- オ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第7号)
- イ 補助金収支精算書(様式第2号)
- ウ 事業実績書(様式第3号)
- エ 収支決算書(様式第4号)
- オ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日(第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続き

- (1) 提出書類 1部

請求書(様式第8号)

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請

をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

別表1 (第2条関係)

補助事業	若い世代が、結婚や子育て、仕事等を含む将来のライフプランを描くきっかけづくりをする場の提供をするためのセミナーやワークショップ、子育て体験等を実施する取組であり、以下の要件を全て満たすもの。
採択要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 若い世代と子ども、子育て世代が交流すること。 2 参加者同士で将来のライフプラン等について意見交換をする機会を設けること。 3 1事業1回あたりの募集定員は20名以上であること。 4 補助事業実施後に参加者に対してアンケートを実施し、アンケート結果を提出すること。 5 補助事業実施後に事業実施レポートを作成し、静岡県子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ子育てナビ」へ掲載すること。

別表2 (第2条関係)

補助対象外	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の交付決定前に着手する事業 2 国、県及びその他の団体から補助金等の交付を受けて実施する事業 3 営利を目的とする事業 4 専ら団体構成員の福利厚生を目的とする事業 5 主たる目的が、団体の会員等を勧誘する活動であると認められる事業 6 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業 7 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある事業
-------	--

別表3 (第3条関係)

補助対象経費	外部講師謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体当たり250,000円を限度とする ・講師1人、1日当たり100,000円を限度とする ・補助団体の構成員など、団体の内部人材を講師とする場合の謝金は対象外
	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・バス代、電車代、飛行機代、ガソリン代等の交通費、宿泊費等 ・行程や必要な経費の額が明らかなものに限る
	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に直接必要な人件費（他業務と兼務する場合は、本事業に従事した時間のみを対象とする）
	使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・有料の会場借り上げ料金など
	会場設営費	<ul style="list-style-type: none"> ・資材の運搬や組み立て及び設置などに要する経費
	広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の募集や補助事業の周知に必要な経費
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、資料等の印刷費等
	通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手代、郵送代、その他連絡調整に係る経費
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・紙や文房具など、補助事業の実施にて消費する物品の購入に必要な経費
	振込手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金の振込などに要する手数料
	会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等との打合せに要する経費（会議室使用料、旅費など）
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が必要と認める経費 	
<p><想定される対象外経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の人件費等の経常的な経費（補助事業者の構成員に支払う報酬、旅費など） ・備品購入費 ・参加者への飲食の提供に必要な経費、参加者の交通費 ・使途が特定できない経費 		